

〔大日本史贊藪〕藤原道長傳贊

贊曰、○中略 賴通教通、競以侈靡相尙、峻宇雕牆、韋篋之所不能警、其無遠略、雖三尺童子、猶能知之、况

後三條之英邁乎、然賴通屏居宇治、假蹇不奉朝命、教通脅以春日神威、則雖英邁之君、莫能如之、何

權臣鉗制人主、一至於此、吁可畏哉、

〔愚管抄〕四白河院は、堀河院に御讓位有て、京極の大殿○藤原師實は、又後二條殿○師實に執政を讓り

ておはする程に、堀河院御成人、後二條殿又殊の外に引はりたる人にて、世の政事、太上天皇にも

大殿にもいと申さでせらるゝ事もまじりたりけるにやとぞ申める、

〔愚管抄〕四賴長の公、日本第一大學生、和漢の才にとみて腹あしく、よろづにきはどき人也けるが、

てゝの殿○藤原忠實に最愛也けり、一日攝籙内覽をえばやぐとあまりに申されけるを、一日えさ

せばやとおぼして、子の法性寺殿○賴長忠通にさも有なんや、後には汝が子孫にこそかへさんずれ

と、たびゝねんころに申されけるを、法性寺殿のともかくもその御返事を申されざりければ、

後にはやすからずおぼして、鳥羽院にこの由を申て、叶へかなはずは次の事にて、存候はんやう

かへりごとの聞度候、上より仰たびて申狀をさかせられ候へと申されければ、この由仰られた

りける御返事に、存候むねはとて、年のきは賴長が心ばへはしかと候也、かれ君の御うしろ

みになり候は、天下の損じ候ぬべし、このやうを申候は、いよゝ腹立れ候は、不孝にも候

べし、父の申候へばとて承諾し候は、世の爲不忠になり候ぬべし、仰天して候なぞ申されたり

けるをつかはされたりければ、かくも返事はありけるは、なぞ我云には返事だになきとて、彌ふ

かく思つゝ、藤氏長者は君のしろしめさぬ事也とて、久安六年九月廿五日に藤原長者をとり返

して、東三條におはしまして、左府に朱器臺盤わたされにけり、さて院をどかくすかしまゐらせ

られけるほどに、みそかに上卿なともよほして、久安七年正月に内覽はならびたる例もあれば